

平成20年度

垂水市教育委員会の事務の点検及び評価  
並びに外部評価委員会の評価結果報告書

平成21年9月

垂水市教育委員会

## 目 次

- 1 垂水市教育委員会の事務の点検及び評価制度の概要について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成 20 年度垂水市教育委員自己点検・評価表・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 平成 20 年度教育委員会委員活動状況及び外部評価結果・・・・・・・・・・ 4
- 4 平成 20 年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価結果票・ 6
- 5 平成 20 年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況外部評価結果・・・・・・・・ 9

### 【 資料 】

- 垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 垂水市外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

## 垂水市教育委員会の事務の点検及び評価制度の概要について

### 1 事務の点検・評価制度導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

このようなことから、平成19年6月に公布された、地教行法の一部改正において、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられました（地教行法第27条）。また、この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育長に委任せず教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられました（地教行法第26条の2）。

さらに、評価の結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされたことにより、住民の代表である議会において、教育委員会の点検・評価に対する評価がなされるとともに、地域住民への説明責任を果たすこととなります。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成20年4月1日施行）

### 2 点検・評価制度の導入に当たっての基本的な考え方

これまで平成17年度に導入した行政評価制度に基づき、事務事業評価、施策評価等を実施しており、また平成19年度から各課マニフェスト作成等の取組を行ってきたことから教育委員会の独自の点検、評価は行っておりませんでした。

しかしながら、地教行法の改正により学識経験者の活用、議会への報告等が規定されたことから、平成21年度より下記の要領で実施します。

- (1) 垂水市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法、報告書等は、反省等を踏まえ毎年度見直しを行う。

### 3 点検・評価の対象

#### (1) 教育委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
- ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

#### (2) 教育委員会各課の所管する事務事業

垂水市教育行政の重点施策に掲げられた施策及び事務事業のうち教育委員会事務局で協議し選定する。

### 4 点検・評価の手順及び時期等

- (1) 教育委員会事務局，教育委員の自己点検・評価 → 毎年4月～5月

↓

- (2) 外部評価委員による評価 → 毎年6月～7月

↓

- (3) 報告書の作成（事務局）→ 7月～8月（教育委員会での承認）

↓

- (4) 議会への報告 → 毎年9月議会

↓

- (5) 市民への公表 → 10月号市報及びホームページ

垂水市教育委員自己点検・評価票

評価項目	評価の観点	評価	備考(反省点)
1 教育委員会の会議の運営・改善	1 定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	4.0	
	2 事前資料・関連資料等の配布が適切になされたか。	4.0	事前に議案・資料等が配布され、事前研究を行う事ができた。
	3 必要に応じて、報告・連絡・相談及び相互研修等がなされたか。	3.5	
	4 議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	3.8	事前研究をし十分に審議がなされ、意見交換もされている。
	5 委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.0	委員の意見・提案は主張できたが、施策への反映については一部検討課題である。
	6 会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	3.3	
2 委員の研修等	1 国・県・地区・市等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	3.3	
	2 当面する課題に対する研修が適切になされたか。	3.3	今後当面する課題について研修を進めたい。
	3 研修の成果が施策に反映されたか。	3.0	
3 委員の活動等	1 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	3.5	
	2 教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	3.3	参加するように努力している。
	3 各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。 また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.8	意見・提案を次年度へ反映するように努めている。
	4 委員による市民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.3	市民の意見や関係機関の情報の収集方法等今後の課題である。
	5 委員と市長・副市長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	3.0	
4 特記事項等(その他)	事務局と連携しながら、中学校統合問題を始めいろいろな場面で最大限の努力を行い教育委員会の充実を図っていきたい。	総合評価	3.3

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

(注) 総合評価点 全ての評価の点の平均点 (合計点÷事項数)

## 垂水市教育委員会委員活動状況

### 1 教育委員の状況

(1) 平成20年4月1日現在の委員数 5人(男性4人 女性1人)

### 2 教育委員会会議の開催回数

(1) 平成20年度の回数 定例会12回 臨時会1回

(2) 定例会及び臨時教育委員会での議案件数・・・36件  
報告件数・・・8件

(3) 会議録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ

(4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・報告 平成20年度教育委員会職員及び小中学校教職員の人事異動について外1件承認</li> <li>・議案 平成20年度垂水市教育行政の重点施策について外6件可決</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 垂水市学校教職員住宅管理規則の一部改正について外5件可決</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 垂水市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について外5件可決</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 統合中学校における「校名」の決定について外2件可決</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・報告 平成21・22年度使用肝属地区小学校教科用図書の採択について承認</li> <li>・議案 垂水市立学校管理規則の一部を改正する規則について外2件可決</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 コミュニティ助成事業により購入の「マイク施設」に関する取扱要綱の制定について可決</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・報告 平成22年度教育委員会職員の人事異動について承認</li> <li>・議案 長時間勤務者に対する産業医等の直接指導実施要領の制定について外2件可決</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案はなし、垂水高校振興対策について意見交換</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 平成21年度当初予算要求について外2件可決</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>・議案 垂水市学校事務処理規程の一部を改正する規程について外1件可決</li> </ul>

月	審 議 内 容
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>報告 垂水さわやかあいさつ運動について外2件承認</li> <li>議案 垂水市立図書館利用規則の一部改正について可決</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各委員及び教育長並びに各課長の報告</li> <li>報告 「学びを支援する環境づくり」についての社会教育委員の討議意見書について承認</li> <li>議案 平成21年度垂水市教育行政の基本方針並びに重点施策について外1件可決</li> </ul>

### 3 教育委員の研修会等

- 4月23日 鹿児島県教育行政説明会（鹿児島市）
- 5月 8日 肝属地区教育振興会総会（鹿屋市）
- 5月30日 縣市町村教育委員会連絡協議会（鹿児島市）
- 7月16日 縣市町村教育委員会教育委員研修会（鹿児島市）
- 10月2・3日 肝属地区教育委員管外研修（水俣市）
- 11月7日 縣市町村教育委員会教育委員研修会及び講演会（鹿児島市）

### 4 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

- 学校訪問 小学校6校 中学校4校
- 入学式 小学校8校 中学校4校
- 卒業式 小学校8校 中学校4校
- その他 宣誓式，瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール関係行事，生涯学習オープニングフェア，市小学校水泳大会，小学校運動会，中学校体育大会，市民体育祭，市文化祭，教育振興大会，成人式，生涯学習の集い等

### 5 評価及び反省等

定例会については，年間計画により全員の出席により開催できた。また事前に議案・資料等が配布されて事前研究を行い会議に臨むことができ，委員の意見・提案は主張できた。ただ意見・要望等の施策への反映については，一部検討課題である。

本市の教育行政については，児童・生徒の減少による学校統合問題を始め，施設の老朽化等環境整備が重要な課題となっている。その他多くの課題がある中で，関係機関からの積極的な情報収集や研修会等を通じ委員としての活動を再認識し，事務局と連携しながら最大限の努力を行い教育委員会の充実を図っていきたい。

### 6 外部評価（外部評価委員の意見）

多岐にわたる課題を抱える教育の現場を適切に導くための各種の施策は的確に実行され，教育委員会はその職責を十分に果たしていると認められます。定例会も確実にされ自己評価・反省についても適切にされていると思います。

学校訪問が，8小学校のうち6小学校が実施されているが，年一回は全校訪問が望ましい。

※ 2校は大隅教育事務所との合同訪問。平成21年度は全校訪問予定

平成20年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
総務課	1 学校施設(耐震診断等)の充実は計画どおり進められたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新総合計画並びに過疎地域自立促進計画に基づく施設整備促進</li> <li>・ 校舎, 体育館等の年次計画に基づく耐震化</li> <li>・ その他学校施設の整備, 補修等</li> </ul>	4・③・2・1
	2 中学校統合にむけた準備の推進は計画どおり進められたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備計画に基づく学校統合準備委員会での検討・協議並びに各部会の協議</li> <li>・ 各地区別協議会での協議</li> </ul>	4・③・2・1
	備考(反省点等)		
	<p>1 上位計画に基づく施設整備については, 財源等により厳しい状況であったが, 児童・生徒の安全・安心を最優先した事業を実施した。校舎, 体育館等の耐震化を進めるため, 耐震化年次計画に基づき, 垂水小学校の耐震診断を行った。その結果, 補強が必要と判断されたので, 補強計画を進めているところである。その他の学校についても計画どおり進捗しており, 平成22年度末には全校完了予定である。また, 新規事業として, 市内全小・中学校にAEDを設置して児童・生徒の安全確保を図った。その他の整備, 補修については, 予算計上どおり完了した。</p> <p>2 中学校統合については, 学校統合準備委員会の各部会を中心にほぼ順調に検討・協議がなされ計画どおりに進捗している。校名, 校章等市民への公募による決定事項についても, 多数の応募があり統合中にふさわしいものが決定できた。その他の決定事項については, 平成21年度中に決定される予定であり, 平成22年4月の開校に向けて統合中学校にふさわしい学校づくり目指したい。また, 各地区別協議会の取組については, 学校跡地問題, 閉校記念式典事業関係等について, 協議を進めてもらっている。跡地問題については, 妙案がなく今後行政側との十分な協議が必要である。</p>		

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり



平成20年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
学校教育課	1 特色ある開かれた学校経営への指導助言は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市管理職研修会</li> <li>市学校訪問(地区も含む)</li> <li>垂水中央中学校開校への準備</li> <li>校内研修等での指導助言</li> </ul>	4. ③. 2. 1
	2 確かな学力を定着させる教育の推進は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究協力校の指定</li> <li>小・中教育研究会</li> <li>県「基礎・基本」定着度調査,全国学力・学習状況調査結果の活用</li> <li>家庭学習キリプラン</li> </ul>	4. ③. 2. 1
	3 豊かな心や健やかな体を育む教育の推進は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中合同集団宿泊学習・小交流学習等</li> <li>生徒指導主任等研修会</li> <li>体育主任・保健主任・養護教諭等研修会</li> <li>豊かな心を育む道德教育の充実</li> </ul>	4. ③. 2. 1
	4 地場産物を生かした学校給食の充実は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消の推進</li> <li>安心・安全な学校給食</li> <li>おいしい垂水の味学校給食週間</li> <li>給食調理員研修会</li> </ul>	④. 3. 2. 1
	5 学校教育課予算の管理と執行は、適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市小・中学校教育研究会</li> <li>市サイエンス会推進事業</li> <li>総合的な学習推進事業</li> <li>教育振興費の適正執行</li> </ul>	④. 3. 2. 1
備考(反省点等)			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭・地域と連携した学校経営をさらに充実する。</li> <li>2 市授業モデル「分かる授業」「考える授業」「楽しい授業」を確実に実施する。</li> <li>3 一校一運動のさらなる充実を図る。</li> <li>4 保護者との連携を図り、家庭での食育の充実を推進する。</li> <li>5 配分予算の有効活用について指導を継続する。</li> </ol>			

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成20年度垂水市教育行政の重点施策の推進状況の自己点検・評価票

事務局職員

課	施策	主な実践項目	評価
社会 教育 課	1 地域活動拠点として地区公民館を位置づけ主体的事業導入の促進は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛根っ子文化財探検隊事業</li> <li>公民館講座の開設</li> </ul>	4. ③. 2. 1
	2 充実した家庭教育の推進と青少年の健全育成は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級開校・閉講時の講話</li> <li>ボランティア少年団事業</li> <li>錦江湾子ども環境調査隊(漁業体験)</li> <li>和田英作ジュニア絵画教室</li> <li>青少年育成関係会議の開催</li> </ul>	4. ③. 2. 1
	3 市政施行50周年記念事業「未来への架け橋」垂水ふるさと夢のステージに向けての取り組みは適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土芸能の発表の場の提供</li> <li>市民の音楽の発表の場の提供</li> </ul>	④. 3. 2. 1
	4 「健やかスポーツ100日運動」の推進は適切になされたか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育指導委員会を毎月開催して市民が軽で継続できるウォーキングを計画、来年度実施予定</li> <li>第47回市民体育祭秋季大会</li> <li>第18回垂水市ニュースポーツフェステバ</li> </ul>	4. ③. 2. 1
備考(反省点等)			
<p>1 牛根っ子文化財探検隊を開催し、小中学生20名の参加で大野地区での秋の草花探索(講師:肥後教育長)や大野自然学校を利用した火おこし体験・まが玉作り、炭焼き窯見学などを行った。しかし、柘原地区公民館で予定していたトントコ網漁業体験は、台風13号接近のため、断念せざるを得なかった。今後も主体的な事業として引き続き取り組みたい。公民館講座は9地区公民館で計26講座を開設したが、講座のメニューを掘り起こすことも検討していきたい。</p> <p>2 家庭教育学級は、小中学校12校全てで開校し、うち5校で講話をさせていただきましたが、次年度以降は半数以上を目標に取り組みたい。青少年健全育成事業は、生徒数の減少やスポーツ少年団、部活動などにより参加者が年々減少傾向にあります。事業の内容が理解できるよう広報を充実させ、募集定員を割ることのないよう努めたい。</p> <p>3 目標来客数700名に対して、延べ人数は1,000人を超えていたと思われる。参加者及び来場者にも好評だった。</p> <p>4 ウォーキングのコース、距離、安全確保、開催時期を検討して、実施したい。</p>			

評価点 4=大変良くできた 3=良くできた 2=やや不十分 1=問題あり

平成20年度垂水市教育行政の重点施策推進状況の外部評価委員点検・評価票	
課	施 策
総務課	1 学校施設(耐震診断等)の充実は、計画どおり進められたか。
	2 中学校統合にむけた準備の推進は、計画どおり進められたか。
委員の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の充実について、耐震化は年次計画に沿って進捗していると認められます。期間延長等の無いように確実に実行していただきたい。また、市外の学校に比べ施設が古く、遊具等は満足な施設が少ない。整備補修の充実を図っていただきたい。</li> <li>・中学校統合は、計画通りに進んでいると思われま。統合してよかつた実感できるまで細心の注意を払い、残された期間、準備に万全を期していただきたい。また跡地利用についても出来るだけ早く具体化して欲しい。</li> </ul>
学校教育課	1 特色ある開かれた学校づくりへの指導助言は、適切になされたか。
	2 確かな学力を定着させる教育の推進は、適切になされたか。
	3 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進は、適切になされたか。
	4 地場産物を生かした学校給食の充実は、適切になされたか。
	5 学校教育課予算の管理と執行は適切になされたか。
委員の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学力や生活態度の向上を図る施策が、的確に実施されて、教育現場への十分な配慮もなされていると認められます。誠実な自己点検評価がなされていると思います。</li> <li>・学力では、他校との競争意識を持たせることも大事ではないかと思ひます。また、児童生徒が力強く生き抜いていける力を育てるために、例えば、生徒指導では、毅然とした指導も大切ですが、生徒の思いも考慮してよく話を聞き納得のできる毎日を過ごさせて欲しい。</li> <li>・保護者は、給食試食会の時は、たくさん参加して子どもの食べている安心な学校給食を味わい、関心を持って欲しい。</li> </ul>
社会教育課	1 地域活動拠点として地域公民館を位置づけ主体的事業導入の促進は、適切になされたか。
	2 充実した家庭教育の推進と青少年の健全育成は、適切になされたか。
	3 市政施行50周年記念事業「未来への架け橋」垂水ふるさと夢のステージに向けての取り組みは、適切になされたか。
	4 「健やかスポーツ100日運動」の推進は適切になされたか。
委員の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全育成は、社会全体で取り組むものであるが、教育行政の関わりは十分に果たされていると認められます。なかでも地区公民館やボランティア少年団は、少子高齢化などの地域力の衰退の中でも、活発に活動が続けられています。しかし、自然体験の場や絵画教室など様々な学習の場を提供しながら、参加者が募集定員に達していないのは残念で、取組内容等の広報活動に力をいれるべきではないかと思ひます。</li> <li>・家庭教育学級については、児童・生徒の減少によりますが、各小中学校で格差が生じています。活性化を図り、より充実した活動が展開できるよう推進していただきたい。生徒数の減少に伴い、こうした現象が起こっていますが、その他にも様々な影響を及ぼすことが予想されることから、教育行政を中核にして関係団体とのより一層の連携が求められます。</li> <li>・「未来への架け橋」ふるさと夢のステージや100日運動は新たな取り組みとして目的を十分に達成しており、今後も継続していただきたい。</li> </ul>

## 垂水市教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価を行うため、垂水市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 垂水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月17日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

垂水市教育委員会 外部評価委員会委員名簿

任期 平成21年7月13日～平成23年3月31日

番号	氏名	適用
1	八木 栄壽	第3条第2項による
2	木佐貫 泰英	第3条第2項による
3	中谷 いつみ	第3条第2項による